

別紙2

建設省会発第1279号
昭和48年3月22日

官 厅 営 繕 部 長
各 地 方 建 設 局 長 あて
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 次 長

会計課長

中間前金払をした工事について既済部分払ができるとの特例について

中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、昭和47年7月25日付け建設省会発第633号で通達された「公共工事の代価の中間前金払について」の記1の(2)の特例として、次の式により算定して得た額を既済部分払として行なうことができる」とされたので、通知する。

なお、この既済部分払を行なうか否かについては、契約書第46条（編　注現行の工事請負契約書では第55条に当たる。）を適用し、請負者と協議の上決定するものとし、既済部分払を行なう場合にあつては、覚書又は協議書により行なうものであるので、念のため申し添える。

算定方式

$$\text{既済部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

おつて、この通知に基づく既済部分払を行なつたものについては、その工事件名、請負額、既済部分払金額及び繰越理由を記載した書面を本職あて送付せられたい。